

「信頼される広域消防をめざして」

宮城県大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防長 千葉 賢

大崎広域の組合概況について

当圏域は宮城県の北西部に位置し、県都仙台市から北へ40kmの距離に位置する古川市を中心として、広域仙台都市圏に接する内陸部に位置しております。

構成自治体は、1市13町（1市4郡）で構成されており、圏域の総面積は1,522.33km²と広大で、県土の20.9%を有しており、人口は223,648人で県全体の9.5%を占めております。

大崎地域広域行政事務組合の処理する事務は、消防業務の他、粗大ごみ処理施設の運営や知的障害児通園施設の運営など全部で9つの共同事務を処理しており、今年1月には広域市町村圏計画事業の成果が認められ、平成11年度地域づくり自治大臣表彰の榮譽に浴しております。

大崎の地勢について

大崎の地勢は、3種類の地形に大別され、①豊富な温泉が湧きだす鳴子温泉郷を中心とした西部山岳地帯。②畜産や野菜生産が行われている山岳地帯から広がる丘陵地帯。③中央部から東部一帯にかけては大崎耕土と呼ばれる肥沃な農地が広がり、良質米のササニシキやひとめぼれなどを生産する一大穀倉地帯等で形成されています。

交通網では、高速交通ネットワークとして、東北新幹線（古川駅）と東北自動車道（古川IC）があり、その他一般国道や鉄道が交錯し交通の要所として栄えてきた地域でもあります。

消防体制について

当消防本部は昭和45年4月に大崎地方1市12町1村で、大崎地区消防事務組合を発足、1本部、2署、1派出所、人員92名をもって消防業務を開始しました。その後の組織拡充に伴い、昭和48年4月1日に大崎地域広域行政事務組合に統合され、発足以来30年を経過した現在では、

1本部、4署、3分署、2出張所、5派出所となり、条例定数300名の体制で住民の安全確保に努めております。

消防体制については、梯子車2台、水槽付き消防ポンプ車6台、消防ポンプ自動車16台、化学消防車1台、救助工作車2台（内Ⅲ型1台）、大型水槽車1台、救急車9台（内高規格救急車4台）等車両総数54台で運用しております。

救急隊は8隊で編成、その内5隊を専任化し、救急救命士の養成に合わせて平成5年から高規格救急車を購入配備、14名の救急救命士が増え続ける救急業務に対応しております。

更に宮城県緊急消防援助隊に救助隊1隊、消防隊2隊を登録し、現在も噴火活動が続いている北海道有珠山の災害に対してもいち早く待機体制をとり、いつでも出動できる体制を維持しております。また多様化する災害対応に向けて、平成12年度に発信地表示システム等を兼ね備えた最新鋭の消防緊急通信指令システムを整備し、平成13年度から運用を開始する予定です。

当消防本部管内にある県北地域救急救命センター併設の古川市立病院では、昨年6月に国内で3例目、東北では初めてとなる臓器提供者病院として大きく報道されました。高齢社会を迎えてますます増える救急業務に対し、この基幹病院の全面協力のもとに、3ヵ月に渡る救命士の事前研修を行う等、救命率向上に向けた救急体制の充実強化に特に力を注いでおります。

今後の消防行政推進につきましては、時代の潮流をよくみきわめて、住民のニーズや期待に応えられるよう効率のよい行財政運営を心掛けるとともに、住民が安心して暮らせる圏域づくりを推進して、信頼される広域消防づくりをめざしていきたいと考えています。

とに自主防災組織の活動を積極的に進め、日頃から防災用資機材の充実を図るとともに、災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練をみなさん自身で積み重ねておきましょう。

2 台風が近づいたら

- (1)テレビ、ラジオや防災行政無線などから伝えられる台風情報に十分注意しましょう。
- (2)強風によって飛ばされて来た物に当たり、ケガをするケースが数多く発生しています。台風が近づいた時には、できるだけ外出を避けるようにしましょう。
- (3)避難をする時のために、医薬品、貴重品、印鑑、現金、着替えなども忘れずに用意しておきましょう。
- (4)家屋、塀、商店の看板などの老朽化しているところや窓、雨戸などを補強するとともに、排水溝や下水道などがゴミなどで詰まっているかどうか、確認しておきましょう。また、家の周囲の飛ばされそうなもの、浸水時に流されそうなものは、全て室内に取り込むか固定するなどの対策を講じておきましょう。
- (5)浸水のおそれがある場合には、家財道具や生活用品を2階など高い場所に移しておきましょう。
特に、地下室は浸水しやすいので、早めの上の階へ避難しましょう。
- (6)河川の近くに住んでいるみなさんは、河川の水かさや堤防からの漏水などに注意しましょう。
- (7)沿岸部、特に湾の奥では高潮の発生にも注意しましょう。
- (8)崖崩れなどの危険がある地域に住んでいるみなさんは、いつも早めに避難しましょう。

3 避難するときに注意することは

- (1)単独行動は避け、地域の人々と協力しあって避難をしましょう。
- (2)お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。また、これらの方々には家族ばかりではなく近所の人にも気配りをするよう心がけましょう。
- (3)災害の状況を軽く見ないで、消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合には、その指示に従いましょう。
- (4)周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難をして災害から身を守りましょう。
- (5)電気やガスなどの始末と戸締まりを確実に行いましょう。
- (6)回り道でも、あらかじめ確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。また、断線したり、垂れ下がっている電線には、絶対に触らないようにしましょう。
- (7)服装は行動しやすいものとし、ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。
- (8)災害時には、何よりもあわてず落ち着いて行動しましょう。

4 台風が去っても

台風が去っても、土砂災害には引き続き注意をしましょう。土砂災害が発生する前には、普段は湧き水がないところから水が噴き出すなど、前兆現象が起こる場合がありますので、このような場合には直ちに防災関係機関に連絡をするとともに、これらの場所に近づくことなく速やかに避難をしましょう。

☆住民自らによる災害への備え ～自分たちのまちは、自分たちで守る～

(防 災 課)

突然災害に襲われたら、あなたは最初に何をしますか？

頭では理解していても、実際にはパニックに陥って的確な行動ができないということを、よく耳にします。

災害時にいちばん大切なことは、命を守ることです。一人ひとりの命は、まず自分で守る・
・そして、家族、隣近所、町内会・自治会へと助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯意識に基づいた、住民の皆さんの共通の認識を育て上げることが大変重要です。

さて、自主防災組織とは、このような住民相互の助け合いの精神に基づき、地域の安全を図るために自主的に結成される防災組織をいいます。一般に町内会・自治会単位に組織されている場合が多く、日頃は、災害に備えて情報収集を行うための連絡体制や避難体制等の整備をするとともに、さまざまな災害を想定した防災訓練を実施するなど、あらゆる機会を通じて住民の防災知識を深める活動を行っています。そして、災害が発生した時には、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の応急手当、情報の収集伝達、炊き出し等の防災活動の一翼を担うことになります。

平成11年4月1日現在、全国3,252市町村のうち、2,406市町村で自主防災組織が設置され、全国の自主防災組織数は92,452組織で、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は54.3%となっています。

大規模な災害が発生した場合には、火災が同時に多発し、消火、救急救助等の要請が殺到し、その上、情報網の寸断、道路等の損壊や交通渋滞、停電や断水等により、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想されます。

そこで、このような時に、住民の皆さん自身による初期消火活動や、被災者の救出救護、避難誘導等の自主的な防火・防災活動が必要となります。

阪神・淡路大震災においても、住民の皆さんが協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、がれきの下敷きになった多くの人命を救った事例などが数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要さが改めて認識されたところでした。

防災は、自分と家族の生命、身体、財産にかかわる基本的な問題です。

一度災害が発生すれば、自分や家族だけでは対応できない場合もありますので、日頃から近隣の人々との交流を深めて、手助けの必要な方がいる場合は、地域住民全体で支援体制を整えておくことが必要です。

ですから、自主防災組織の話し合いや、訓練の呼びかけがあったら、積極的に参加しましょう。

また、まだ自主防災組織が結成されていない地域でも、それぞれの町内会や自治会のリーダーを中心として、自分の地域にはどのような防災組織が必要かを話し合い、自主防災組織を結成していきましょう。

☆「天ぷら油による火災の防止」

(予 防 課)

平成10年中に発生した建物火災32,519件のうち、天ぷら油等に起因する火災は3,962件でした。これは、建物火災の出火原因で最も多いこんろによる火災(5,475件)の約72.4%を占めています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害をより大きくするおそれがありますので、天ぷら油の特性等を十分理解しておく必要があります。

天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油(菜種油、コーン油、大豆油等)はその温度が発火点(約360℃~380℃)以上になれば、火種がなくても発火します。

一般に家庭で調理する天ぷら油(使用前のもの)の量を家庭用ガスこんろで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度(約160~200℃)に達し、そのままの状態では約10分ほどで異臭とともに白煙が立ち始め、20~30分で発火点に達し火がつきます。また、一度使用するなど鍋に揚げかす等がある場合には、それが灯芯となってより低い温度で発火することがあり、加熱し始めてから発火するまでの時間が短くなる場合がありますので、ちょっと目を離れたすきに火災になることも考えられます。

離れる時は火を消す

天ぷら油による火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでその場を離れた時のようなちょっとした油断が原因で発生しています。

天ぷら油による火災を防止するには、“調理油過熱防止装置付こんろ”を使用することや台所に“住宅用自動消火装置”を設置することも有効ですが、何よりもいったん火を付けたら、絶対にその場を離れないこと、どうしても離れる必要がある場合には、火を消してから離れる習慣をつけることが重要です。

もし天ぷら油に火が入ったら

あわてないで炎の状態を確認し、次のように消火してください。

なお、水での消火は、炎が爆発的に拡大し周囲に油が飛び散り大やけどを負うことがありますので、絶対にやめましょう。

1 炎が小さく油面上をちらちら動き回っているような場合

こんろの火を止め、鍋の全面を覆うことができるふたをして空気を遮断することにより消火することができます。ただし、すぐにふたとると再び発火するおそれがありますので、油の温度が十分下がるまで待ちましょう。

2 炎が大きく安定した状態で油が燃焼しているような場合

炎が大きい場合は、消火器を使用するのが最も効果がある方法です。

最近では、住宅に適したものとして開発された“住宅用消火器”や、スプレーの様に使用する“エアゾール式簡易消火具”など、簡単に扱うことができるものがありますので、各家庭の台所に1本備えておくと、万が一のときに安心です。

消火器には、必ず使用方法、放射時間、放射距離等が表示されていますので、普段から確認をしておきましょう。

また、濡れたシーツ、バスタオル等で鍋を覆い、空気を遮断することにより消火することもできます。この方法は、かぶせる時に炎でやけどをしたり、あやまって鍋をひっくり返したり、鍋を全面的に覆うことができないこともありますので、十分注意して行う必要があります。

なお、消火後はガスの元栓を閉めることも忘れずに行ってください。

落ち着いて行動する

天ぷら油による火災は、未然に防止できるように日頃より心がけることが大切ですが、万一火災が起きた場合には、慌てず落ちついて対処することが求められます。

天ぷら油による火災の危険性を十分認識し、消火器の使い方などいざというときの行動力を身につけておきましょう。

平成12年消防関係者の褒章

(総務課)

平成12年春の褒章伝達式が去る5月17日(水) 11時から自治省講堂(港区虎ノ門)において、徳田正明日本消防協会会長、池田春雄全国消防長会会長、深田道夫全国消防機器協会会長、山越芳男日本消防設備安全センター理事長のご臨席のもと盛大に挙行されました。

受章された方々は、消防団長として永年にわたり消防の発展に努め、その功労が顕著であり、他の模範と認められた消防関係者並びに消防関係業界の業務に精励し、その功績が顕著な方々で、藍綬褒章15名、黄綬褒章2名の合計17名です。

式典では、鈴木正明消防庁長官の式辞の後、長官から褒章及び褒章の記が受章者一人ひとりに伝達されました。最後に受章者を代表し、臼井進岐阜北消防団団長が謝辞を述べ、伝達式を終了いたしました。

伝達式終了後、受章者は配偶者と共に皇居内に参内し、宮殿の春秋の間において天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

拝謁終了後、記念撮影を行い、陛下から御下賜品をいただいて皇居を退出し、東京駅丸の内口で解散いたしました。



式辞を述べる鈴木正明消防庁長官



褒章を受領する受章者

危険物安全週間推進ポスターモデル 古田敦也さん（プロ野球ヤクルトスワローズ）に対する 消防庁長官感謝状の授与

（危険物規制課）

消防庁では毎年6月の第2週（今年度は6月4日(日)から10日(土)の間）を危険物安全週間とし、全国の地方公共団体や(財)全国危険物安全協会等と協力して、家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全に関する意識の高揚・啓発に努めているところであり、その一環として今年度はプロ野球ヤクルトスワローズの古田敦也さんを起用したポスターを作成しました。

去る5月10日(水)神宮球場クラブハウスにおいて、ポスターの制作に当たり、その趣旨に理解を示し、モデルとして誠意あるご協力をいただいた古田敦也さんに対し、消防庁長官の代理として野平審議官から感謝状を授与しました。

なお、このポスターを約16万枚作成し、都道府県、市町村、消防関係機関及び危険物関係事業所等に配布しました。



古田敦也さん（左）と野平審議官（右）



平成12年度危険物安全週間推進ポスター

6月の広報テーマ

- ☆火あそびによる火災の防止
- ☆危険物安全週間
- ☆石油コンビナート災害の防止
- ☆住宅防火対策の推進
- ＜防災品の普及促進＞
- ☆災害弱者対策の推進

☆テレビによる防災キャンペーン（7月分）☆

ご存じですか ～防災ミニ百科～		
放送日	主管課	テーマ
7月27日(木)	防災課	(仮)夏休みのアウトドア対策

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 消防庁総務課 〒105-8489 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号
TEL 03(5574)0121
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>
